

(資料)

思春期・青年期の虐待被害者の自立支援ネットワークにおける現状と課題

永江誠治・長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

花田裕子・長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

I はじめに

児童虐待被害者の自立の問題は十分な法的整備や支援システムが構築されていないため大きな問題となっている。2007年度の調査では(花田ら 2008), 18歳以上の被虐待者は法的根拠がないため対応できないと回答している児童相談所と, 他機関や組織と連携し関わっている児童相談所があった。自由記載では法的整備や社会的資源の充実, ケアシステム構築の必要性を求める内容が多かった。関連法の改正によって児童相談所から自立援助ホームに子どもを送致できるようになり, 18歳以上も児童相談所が対応することになった。現在自立援助ホームは, 急速に増えているが, 心身ともに傷つき, 自尊感情が低く, メンタルヘルスの問題ももつ子どもたちにとって, 就労支援だけでなく心のケア, 生活技術習得, 対人関係のもちかたなど, 多岐にわたる援助が必要だと考えられる。現実には18歳を過ぎてから虐待の事実が明らかになるケースも多く(森田 1992), 加えて, 虐待によって心理社会的な成長発達が阻害され, 社会性の獲得に難治性を持っていること(James 1994, 椎名 2007)から, チームによる継続的なケアとサポートが必要である。本学会の分科会で「ステップホーム」が, シェルターを出た後の場として設立されることが紹介されていた。今後, どのような発展を遂げるのか期待したい。

私たちは, 昨年度, 本学会の第15回学術集会で「子どもの自立支援を考える」というテーマで自主シンポジウムを開催した。120名を超える予想外の参加者の多さに, 16歳あるいは18歳以上の自立支援の問題の関心の高さを実感した。シンポジウム終了後, シンポジストたちと, ネットワークの充実をどうするか, 広く専門的な知識や経験の共有化ができるネットワークの構築について議論された。そこで, 第16回学術集会では, 事例検討という形式で自立支援の分科会を企画し, 子どもにとって必要な支援ネットワークについて考えること目指した。我々の準備不足や関連機関との連携不足からネットワーク構築の議論にまではいたらなかったが, 分科会後に得られたアンケート調査では, 国内外の自

立支援の情報を知りたいという希望が多く寄せられ、回収できた 85 件のうち、「海外の情報を知りたい」が 15 件、「国内の情報を知りたい」が 56 件であった。そこで、本稿では、昨年度の自主シンポジウム「子どもの自立支援を考える」の内容を広く共有化する必要があると考えた。日本の自立支援は、多様な人々によって取り組まれていて、それが活動やネットワークの傾向にも影響していることが考えられることから、「設立の経緯」「活動内容」「ネットワークの現状と課題」について明らかにしたい。

II 研究方法

期間：2007年12月-2009年12月

虐待被害者の自立支援を行っている組織をインターネットで検索、思春期ワークショップで活動を知った CAN および CAN から紹介された組織に聞き取り調査を行った。それらの結果を報告することを目的として 2009 年 11 月（日本子ども虐待防止学会第 15 回学術集会埼玉大会で「思春期・青年期の虐待被害者の自立支援を考える」をテーマに、自主シンポジウムを企画実施した。設立者の職種の違いや活動の特徴から、社会福祉法人カリヨン子どもセンター、NPO 法人 CAN、行政で自立支援を行っている横浜市中央児童相談所の 3 ヶ所から発表者を招聘した。

分析対象：自主シンポジウムの発表内容

データ：発表内容の逐語録

分析：それぞれの組織・機関における、設立の経緯、活動内容、ネットワークの現状と課題の 3 つの視点から、関連するデータを抽出した。

III 結果

1. 「カリヨン子どもセンター」坪井節子氏、角南和子氏

1) それぞれの事業を行うに至った経緯

『シェルター設立の経緯』

弁護士として事件を担当する中で、「帰る家がない子ども達」に出会い、児童相談所の一時保護所を利用しようとしたが、一時保護所は毎日 140~150%の定員超過状態で 16-17 歳の子どもの入る余裕はなかった。また、一つの部屋に何人も寝なければなら

ず行動制限もある一時保護所に入れられるくらいなら、野宿していた方がまし、女の子なら体を売って一夜の宿を確保してしまうという現実があった。子ども達を寝泊まりさせてあげられる場所をどこにも提供できないという現実を見て、この15~19歳の子ども達に対して、今晚安心して眠られる場所を用意してあげたいとの思いからシェルター開設に至った。

『自立援助ホーム設立の経緯』

シェルターに保護された子どもの行き先を調整する中で、家に帰れる子どもは4人に1人ぐらいしかいなかった。そのような子どもたちは自分の力で生きていかなければならず、高校に通っているならば18歳まで児童養護施設に入ることも可能だが、ほとんどの子どもは高校に通っていないか中退している。その子たちは、自分で働いて生きていくしかないが、1人でアパートを借りたりすることもできない。そういう子どもたちのために自立援助ホームの事業を開始した。

『カリヨンハウス設立の経緯』

カリヨンに来る子どもたちは、生きていくのに精一杯なのに、早く自立して、早く働いて、自活できるようにしなさいという支援だけでいいのかという疑問を持った。この子たちに生きる喜びや人生って楽しいという思いを感じてほしい、我を忘れて遊ぶという瞬間を幼い時から持ってこなかった子どもたちに喜びの瞬間や笑いの瞬間を感じさせてあげたい、そういったものを記憶の片隅でもいいので埋め込んであげたいということで、カリヨンハウスという遊び場を作った。

2) それぞれの事業における活動の内容

『シェルターにおける活動内容』

入所してくる子どもは、東京弁護士会の子どもの人権救済センターに電話をかけてきた子ども、児童相談所から紹介を受けた子ども、少年事件を起こし親が引き受けを拒否している子ども、少年院から仮退院したが帰る家がない子どもなどであり、16-17歳の子どもが6~7割、18-19歳の子どもが2~3割で、女の子が4分の3以上。シェルターには1~2ヶ月ほど滞在する。24時間一緒に暮らすスタッフが交代で居り、毎日、温かいご飯を食べて、個室でゆっくり寝て、スタッフとお喋りや散歩、買い物、料理、キャッチボールなどをしながら、「普通の家」のような生活をゆっくりしてもらおう。その間、すべての子どもには一人以上の弁護士が付き、弁護士が子どもの話を整理して、子どもの

希望を聞き、児童相談所や福祉事務所と連携しながら、子ども達の行き先を探したり、親との調整をしたりしている。

『自立援助ホームにおける活動内容』

シェルターができた翌年には、男の子のための自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」が、その翌年には女の子のための自立援助ホーム「カリヨンタヤけ荘」ができた。シェルターに逃げてきて、そこから家に帰れずに働く能力のある子どもは、自立支援ホームでスタッフと一緒に暮らしながら、毎月3万円ぐらいの生活費を入れつつお金をためて、1年～1年半ぐらいでアパートに移っていく。

『カリヨンハウスにおける活動内容』

思春期の子どもたちの「〇〇をしたい」という希望を叶えられるコーチを探してくる。ボイストレーニング、フラダンス、ピアノ、ギター、高卒認定資格のための勉強、職業訓練校など、すべての子どもたちからは費用をとらず、企業などから特定寄付をうけて、1対1で先生と一緒に1時間半遊ぶということを行っている。

3) ネットワークの現状と課題

- ・自立援助ホームによって就労支援は可能になったが、「もう一度、高校に行きたい」という希望が出た時の支援が難しい。子どもが高卒の資格を持たない子どもへの就学支援を受け入れてくれるグループホーム制度がない。
- ・就学も就労もできない精神科治療が必要な子どもたちが、たくさんの大人に見守られながら、ゆっくり育てなおしができるような、療養型のグループホームがない。
- ・子どもたちの生活保護をどうしていくか、医療的サポートをどうしていくか、18歳になって出ていくときのアパートを貸してくれるところがない、連帯保証人の問題などの課題が、他のシェルターとの意見交換の中で挙げられている。
- ・シェルターに入ってきた子どもは法律上未成年であるため、親権者が子どもの就職先に「就職を認めない」と言ってしまうと、子どもは働くことができなくなってしまう
- ・児童相談所が関わらなくなった年齢の子どもを支えるのに、シェルターの弁護士だけでは何もできない。児童相談所が関われなくなったら、今度はそれに代わる福祉の機関と連携していかなければならない
- ・うつ病、依存症の問題があるケースを持った時に、子どもの依存症の治療を専門にしている入院施設が見つけれずに対応に苦慮した

2. 「特定非営利活動法人 CAN」 屋代通子氏

1) CAN 設立の経緯

18 歳や 20 歳という頃に自立できるようになるためには、きちんと子ども時代を保障され、様々な生活体験を重ねて、愛されて、心配されて、周りを信頼することができて、自分自身も信頼することもできるという、「核」が整っていることが必要。子ども時代にそれらのことを剥脱されてきた人たちが 18 歳という年齢になった時に、「あなたのことはもう社会が面倒を見ないから、今日から自分でしなさい」となっている現状に対して、「何か支援ができないか」と思った。社会は資源を全く用意していないわけではなく、子どもたちはその情報を知らない。そういった社会資源のところへ一緒に行ける人、子ども達と一緒に歩く人になりたいというのが、活動しようと考えた大きなきっかけ。

2) CAN の活動内容

10 代後半から 20 代にかけての若者への自立支援の活動をしている。

『家事援助』…生活体験の乏しい子や火を使うことに不安が強い子に対して、1~2 週間に

1 度の頻度で一緒にご飯を作る、必要な家具を買いに行くのに付き添う等

『医療支援』…病院への付き添い、子どもに必要な医療機関の紹介、退院後の社会資源という立場でのケース会議への参加等

『就労支援』…ハローワークと一緒にいく、就職情報誌をみながらどういう仕事であればできそうかを一緒に話しあう、面接の練習をする等

『経済支援』…奨学金に関する情報提供、生活保護の申請、生活保護から脱却できるような自立支援計画を立てる等

『教育支援』…補習、学校の紹介、児童精神科での勉強のサポート等

『法律相談』…借金の相続放棄に関する手続きのための司法書士との連携等

CAN が「こういう支援が必要ではないか」と決めるのではなく、子どもたちと会って、今、何が困っているのか、どんなことを CAN が手伝えれば楽になるのか、具体化することができるかということをお話しあい「じゃあ、こういうことができるよ」という選択肢を提供して、子どもと一緒に支援の内容を決めていく。

3) 自立援助ホーム設立の経緯

CAN は携帯電話一つで子ども達とつながっているため、こちらから連絡を取ろうとしても、子どもたちは自分の用事がないときには一切返事を返してこない。会う約束をしても何の連絡もないままにすっぽかされてしまうことがよくある。次に子どもから連絡が来たときには、随分状況が悪化しており、もう少し早く連絡をくれれば解決できたかもしれないのと思うようなことも多い。CAN としては長期的な支援が必要だと思っけていても、子どもたちには、目の前で起きている問題しか見えない。宿泊施設があればもう少し落ち着いて問題解決できるのではないかと思うケースも多く、その場しのぎの短期的な支援だけでなく、長期的な視野を持ってゆっくり援助を続けるためには援助ホームが必要だと思ひ、自立援助ホームを開設するにいたった。(2010年に自立援助ホームを開設したため、これまでのような活動は規模を縮小して行っている。)

4) ネットワークの現状と課題

- ・家族に複数の問題がある場合、家族メンバーを違う組織につないでいく必要がある。18歳を過ぎている子どもがいると、一人だけ行き場がないというケースがあった。
- ・生活保護のワーカーや児童福祉司と話せるようになるまでに時間がかかるにもかかわらず、2~3年で交代してしまう現状があり、その繰り返しの中で、次第に『あの人とは話ができない』『怖い』と言ひ、関係を築くのを避けるようになることがある
- ・自立援助ホームでは就労できないケースや就労よりも勉強したいケースへの支援が困難
- ・子どもは教育の場から遠ざけられてしまうと、勉強する機会を奪われるだけでなく、社会生活を営んでいくという機会も奪われてしまう。経済的な面だけでなく、人間関係の貧困さに対するサポートが必要

3. 「横浜市中央児童相談所」清水孝教氏

1) こども青少年局設置の経緯

横浜市では平成 18年に大きな組織の改革があり、福祉の分野、教育の分野、市民の分野のそれぞれから、児童・青少年に関する部分を集めて、子どもを支援する「こども青少年局」という部署を新設した。こども青少年局のコンセプトの一つは「乳幼児から青少年期までの切れ目のないきめ細やかな支援を確立していこう」というもの。

2) こども青少年局での自立支援の取組み内容

子ども達が自立していくために必要な支援として、「社会的自立支援」「経済的自立支援」「18歳以降の社会的・経済的自立支援」の3つがあげられる。「社会的自立支援」は不登校や対人関係をうまく築くことができない子どもを支援するもので、児童相談所の一時保護所に自立支援部門を作り、就労・就学援助、施設内での不応適や当面の生活の安定の援助を行っている。「経済的自立支援」のためには、安定した生活基盤の確保が必要であり、自立援助ホームやシェルター等へ入所し、そこから就労自立や家庭復帰・調整へ向けての取組みを進め、自立を促進していく。また、横浜市では「18歳以降の社会的・経済的自立支援」として、よこはまユーストライアングル構想があり、3ヶ所を青少年の自立の核として位置づけ支援を進めている。中央児童相談所に併設されている「青少年相談センター」は、青少年の社会的自立を促進するため、相談事業やグループ活動による支援をしている。厚生労働省が事業化している、「若者サポートステーション」では、就労体験等の支援を踏まえた経済的（職業的）自立支援を行い、児童相談所が所管するエリアに設置した「地域ユースプラザ」では、地域で生活する子どもたちや18歳以降の年齢の若者が安心して居られる場の提供や社会体験・就労体験など自立に向けた取組みを行っている。

3) 一時保護所の中の自立支援部門の役割

定員は14名で、主に11~18歳ぐらいの子どもを対象としている。支援するスタッフは、児童指導員、保育士、保健師、学習指導員であり、状況に応じ児童精神科医師や児童心理士が加わる。「就学・就労支援」「家族再統合支援」「施設の後方支援」という、三つの大きな役割で支援するようになっている。自立支援部門の利用者は、平成20年度で56名であった。また、横浜市では子ども達が2か所の自立援助ホーム（定員各5名）に入所し、自立に向け各々取組んでいる。

4) 横浜市中央児童相談所と併設されている青少年相談センターの役割

児童相談所は0歳から18歳まで、青少年相談センターは15歳から20歳代の若者を支援していく施設となっている。18歳未満のケースに関しては自立支援部門と並行して活用できる。センターの支援としては、「対人関係の調整」「社会的体験の不足解消」「職業的自立のための支援」などが挙げられ、支援の内容としては、「相談員による面接・グループ活動実施」「精神科医・臨床心理士による面接」「社会体験事業への参加」「職業的

自立支援機関への紹介・連携」「保護者支援（思春期家族勉強会）」がある。

グループ活動には10代グループと20代グループがある。10代のグループ活動は、同じような状況にある子どもが集まって、ゲーム、スポーツ、調理などをしながら語り合う時間をつくる。社会体験・就労支援事業も行っており、体験事業終了後は若者サポートステーションへ紹介し、職業的自立を目指して継続支援をしている。20代グループは主に居場所の提供で、自分たちが主体的に活動し、自立に向けた情報交換や自分たちでハローワークに行ってみるといった活動をしている。青少年相談センターの支援は、家族か本人からの相談があって初回面接を行う。継続支援となれば個別面接や相談を開始し、必要であれば医療面接や心理検査も行う。また、家庭訪問も行うが、状況に応じてはユースサポーターと呼ばれる大学生や大学院生が行う場合もある。可能であれば面接と並行してグループ活動を取り入れていく。

実際に、センターに繋がってくるケースは16歳位からであり、やはりこの年代からの自立支援が充実しなければ18歳での自立支援は難しい。児童相談所から青少年相談センターへ引継ぎを試みているが、平成19年度の終わりから平成20年度で大体20ケースであった。青少年相談センターでの社会的自立支援は概ね3年半位が平均であり、センターの支援をステップに経済的自立を目指し、若者サポートステーションなどに繋げていこうという流れになっている。

5) ネットワークの現状と課題

- ・児童相談所と青少年相談センターの機能を生かした連携で支援を実施していくと、15歳から18歳までの間は並行的な支援を行うことで18歳以降にスムーズな移行ができる。16～7歳で児童相談所の自立支援部門に入所中の児童の支援については、移行プログラムを児童相談所と青少年相談センターの関係者が相談して作成することで、18歳以降のサポートもスムーズにできるため、日頃の業務レベルで連携会議を開催するなどし、関係を深めている。
- ・高校を中退したり、義務教育が終わった時点で社会に出るような子どもが増加しているが、年齢が高くなればそれなりの社会的な立場を強いられている現状がある。15歳～16歳からの自立支援を早急に始めなければいけない。
- ・教育分野との連携や自立援助ホーム等の地域の関係機関や民間組織との連携が必要であり、施設を出た後の支援のあり方には様々な課題がある。個別の支援からシステムの支

援へと変わっていくことが必要であり、最終的には地域を中心とした児童、青少年の支援ネットワークを形成することが必要。

IV 考察

1. 各組織の活動内容から見えてくる、自立支援の現状

各組織の発表内容は、それぞれユニークで先進的な取り組みであった。運営主体は、横浜中央児童相談所は行政であるが、カリヨン子どもセンターは弁護士、CAN は市民の有志が中心となっており、それぞれの特性を生かした様々な取り組みを行っている。カリヨン子どもセンターが様々な事業を行うことになったきっかけは、15~19 歳の子どもが安心して寝泊まりできる場所がない、高校を中退した子が一人で借りられるアパートがない、傷ついた子どもたちを早く自立させるだけでなく生きる喜びや人生の楽しさを感じてほしいといった、子どものニーズを形にしていくプロセスであると言える。カリヨンは、子どもの権利擁護のための「子ども担当弁護士」という仕組みが特徴的であり、子ども担当弁護士が子どもの意見表明を助けつつ、子どもの自立支援を行っている（川村 2009）。現在この「コタン」制度は全国に広がりつつある。CAN は、「各専門職と子どもとをつなぐ」という支援を行っており、子どもと各専門職との橋渡しをしていく過程で、幅広いネットワークが構築されていた。CAN の報告の中に、「子どもから連絡が来た時には随分状況が悪化している」という内容があったが、基本的信頼関係の構築が困難な被虐待者にとって、「困った時に頼れる誰かがいる」ということが、子どもたちにとっての大きな支えであったのではないと思われる。横浜中央児童相談所では、子ども青少年局と言う新しい部局を設置して、経済的支援、社会的自立支援、18 歳以降の自立支援を行っており、自立支援部門や青少年相談センターを新たに設置するなどの新しい試みを取り入れながら、行政が主体となって継続した自立支援を築き上げていた。

2004 年にカリヨンがシェルターをはじめたことに続き、愛知県、神奈川県、岡山県にもシェルターが設立され、本学会の第 16 回学術集会の中では、福岡県や広島県、京都府などでもシェルター設置の準備が進められているとの情報があった。また、「子ども担当弁護士制度」は、2010 年 8 月に長崎県弁護士会でも試行がはじめられている。近年、自立援助ホームの設置が増えてきているが、活動を支える公的補助金は自治体によって格差があり、ほとんどの自立援助ホームでは会員による会費や寄付によって必要経費をまかなって

いるため、複数のホームがある自治体とまったくない自治体があるといった地域格差が残っている。今年のハワイで開催された XVIII ISPCAN International Congress ではアメリカのいくつかの NPO がブースを出しており、そこでは年齢に関係なく継続的な自立支援が行われていた。援助内容は、学習支援、楽しめる活動、治療的なプログラム、生活技術習得訓練と多岐にわたり、経済的には、国や自治体からの補助金と企業からの寄付金が潤沢にあるということであった（CARF 2010）。今後、CAN のような民間団体の取り組みや、横浜市中心児童相談所のような行政の取り組みが全国に広がって行くことが期待されるが、日本においても、十分な経済的サポートが得られることが必要だと考えられる。

2. ネットワーク作りの困難さと医療者との連携

カリヨンは、児童相談所や福祉事務所などの福祉関係との連携が強いのが特徴であるが、精神科治療が必要なケースに対しての対応に苦慮した体験が語られた。また、精神疾患を持つ子どもをゆっくり育てなおすことができるような療養型のグループホームが必要との意見が出された。他にも、就学支援が可能なグループホーム、子ども達の生活保護、子どもたちが一人でも借りられるアパート、連帯保証人などの課題が挙げられた。CAN は、医療、司法、行政、民間に幅広いネットワークを築いていた。このような幅広いネットワークは、子ども達の抱える問題について一緒に悩み、様々な専門家に相談して解決していく過程で築かれていったものだと推察される。CAN が、ケースへの支援をしていく中でネットワークに困難さを感じているのは、就労よりも就学したいケースへの支援や学校に行けなかった子ども達の人間関係の貧困さに対するサポートであった。横浜市中心児童相談所では、多領域の専門職と連携しており、その内容は多岐にわたっていた。また、不足している支援については、組織内に新たな部署を設置することで解決を図っていた。清水氏は、15 歳から 18 歳までの間の並行的な支援の必要性や、日頃の業務レベルからの連携の必要性について説明し、教育分野や地域の関係機関、民間組織との連携が必要であること、個別の支援からシステムの支援へと移行していくためには、地域を中心とした児童・青少年の支援ネットワークの形成が必要であると訴えた。

CAN の発表内容では、「生活保護のワーカーや児童福祉司と話せるようになるまでに時間がかかるにもかかわらず、2~3 年で担当者が交代してしまう現状があり、次第に『話ができない』『怖い』と言い、関係を築くのを避けるようになる。」という厳しい現状が報告されていたが、我々が経験していることでもある。被虐待児は対人関係の問題を抱えてい

ることが多く、親からの見捨てられを経験している子どもは、喪失感を伴う深い悲しみや怒りなどの否定的感情が蓄積されていることが多い（西澤 2004）。多職種多領域からの支援を得られることは子どもたちにとっても有益であるが、子どもたちが安心して関係性を築けない支援者による介入や、不特定多数の支援者に囲まれてしまう状況は、かえってマイナス要因にもなりうる。一方、同一組織内での連携は同じ理念のもとでの継続したサポートを可能にしているが、一つの組織の中でできることには限界がある。子どもの自立支援においては、カリヨンや横浜市中央児童相談所が組織内で行っているような、同一組織内の支援をコアとして、安心できる対象が“そばにいる”状態での幅広いネットワークの構築が必要ではないかと考えられる。

各組織の発表から、医療機関との連携に多くの課題があることがわかった。児童虐待に関する医療機関との連携や子どもに対する医療的サポートの問題は以前から言われているが（前田ら 2004, 小杉ら 2006, 前田 2009）、被虐待者への自立支援においても同様の課題が挙げられた。また、子どもの自立支援における医療機関との連携は、医者や病院内のソーシャルワーカーに限定されており、ほとんどのネットワークにおいて、看護師などのコメディカルは含まれていない。看護師は生活に寄り添ったケア提供者であり、我々は看護師として、被虐待経験を持つ子どもたちを中心に、安心していられる場の提供と、仲間作り、そこから生まれるグループダイナミクスを活用した生活支援を行っている（永江ら 2010）。実際には、親への支援も行っており、子どもたちの状況に応じて児童相談所、子育て支援課、学校、福祉事務所、教育委員会、民生委員、医師ときには、乗馬牧場とも連携して主に医療・生活面でのコンサルテーションを行っている。虐待被害者は基本的な生活習慣や生活技術の未熟さ、自己尊重感の低さ、抑うつや不安などの精神症状などの多くの問題を持っている。また、思春期・青年期にある子どもは、自己同一性獲得に重要な心理社会的発達段階でもあり、精神疾患などのメンタルヘルスの問題や、セルフケアの問題、対人関係の問題を抱えながら自立を目指す子どもたちへの支援において、看護師の果たす役割は大きいと考えている。また、総務省（2010）の調査結果では、受け持つ事例の件数が多い、指導に従わない保護者への対応に困るなどの理由により、94%の児童福祉士が業務を負担に感じ、支援者に対するバーンアウト対策も不十分だと感じていることが明らかにされている。また、支援者に対するメンタルヘルスカウンセリングや児童虐待対応についての研修が必要だと感じている人も多く、精神科医や看護師は、支援者へのメンタルサポートといった後方支援においても活躍が期待される。我々は、被虐待経験を持つ子ども

とその家族への支援を行っていく中で、看護師の専門性の有益さを感じているが、連携している関係機関からは「看護師」という立場ではなく、「個人」として認識されていることが少なくない。そこで、我々は、現在行っている活動を「看護師による自立支援」という明確な位置づけにしていくために、NPO の設立を進めている。今後の虐待被害者の自立支援を考えるにあたっては、医療機関の役割、医療専門職者としての役割、また、各関連機関との情報交換のありかたや連携の在り方について、今一度、見直していく必要があるのではないかと思われる。

謝辞

御多忙な中、我々の主催する自主シンポジウムに協力して下さい、本稿においても原稿の修正をして下さった、カリヨン子どもセンターの坪井節子先生ならびに角南和子先生、特定非営利活動法人 CAN の屋代通子先生、横浜市中央児童相談所の清水孝教先生に厚く御礼申し上げます。また、第 16 回学術集会分科会において貴重な御意見を下さった参加者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

文献

CARF international (2010) CHILD AND YOUTH SERVICES Standards Manual.

花田裕子, 永江誠治 (2008) 児童虐待におけるいわゆる「18 歳問題」の現状と課題. 保健学研究, 21 ; 29-32.

James, B. (1994) Handbook for Treatment of Attachment Problems in Children. THE FREE PRESS, USA. (三輪田明美, 高島克子, 加藤節子訳 (2003) 心的外傷を受けた子どもの治療-愛着を巡って-. 誠信書房 10-25)

川村百合 (2009) 子どもたちが安心して暮らせる居場所作り-弁護士の挑戦-. 子どもの虐待とネグレクト, 11 ; 208-212.

小杉恵, 森田好樹, 花房昌美, 他 (2006) 児童相談所と地域医療ネットワークとの連携について-アンケート調査から-. 子どもの虐待とネグレクト, 8 ; 237-246.

前田清, 山田光治 (2004) 愛知県における虐待ネットワークの現状と効果. 子ども虐待とネグレクト, 6 ; 238-245.

- 前田清 (2009) 被虐待児の医療機関受診状況の実態. 子ども虐待とネグレクト, 11; 366-371.
- 森田ゆり (1992) 沈黙を破って. 221-223, 築地書館.
- 永江誠治, 小澤寛樹, 花田裕子 (2010) 子どもの集団遊戯療法が被虐待児の回復に与える効果. 日本子ども虐待防止学会第 16 回学術集会抄録集
- 西澤哲 (2004) 子ども虐待が育ちにもたらすもの. そだちの科学, 2 ; 10-16.
- 椎名篤子 (2007) 「愛されたい」を拒絶される子どもたち-虐待ケアへの挑戦-. 68-196, 大和書房.
- 総務省 (2010) 児童虐待の防止等に関する意識等調査結果報告書.
- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/38031.html#syuukeikekka